◎新潟県告示第1361号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第１項の規定により県営農業用用排水施設整備・区画整理・農用地改良保全（中山間地域総合整備）事業に係る換地計画を定めたので、平成27年10月28日から平成27年11月26日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年10月27日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	上根知（別所）	換地計画書の写し	糸魚川市役所

１　この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。

２　この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。